

優先出資の募集に関する決定公告

平成29年3月16日

組 合 員 各 位

愛知県碧南市栄町二丁目41番地
愛知県中央信用組合
理事長 杉本 泰伸

優先出資の募集について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

1. 募集優先出資の内容

- (1) 優先的配当の額（以下「優先的配当金」という。）の額面金額に対する率（以下「優先的配当率」という。）は、次のとおりとする。
 - イ. 優先的配当率（年率）は「（優先的配当率の決定の基準日における5年物円金利スワップレート＋6か月日本円 TIBOR と6か月日本円 LIBOR のスプレッド＋12か月日本円 TIBOR と6か月日本円 TIBOR の金利差＋0.42%）×30」によって決定する。
 - ロ. 優先的配当率の決定の基準日は、初回を平成28年11月17日とし、以降5年毎の4月1日とする（なお、4月1日が銀行休業日の場合はその直後の営業日とする。）。ただし、初回の配当率見直しは、当初引受日の5年後の応当日以後最初に到来する基準日に実施する。
 - ハ. 決定された優先的配当率は、基準日の属する事業年度を含む5事業年度に適用する。
- (2) 優先的配当率の上限は、年24割3分とする。
- (3) 優先出資者に対する剰余金の配当の額が、優先的配当金を下回った場合、その下回った額は翌事業年度の優先的配当金に加算されないものとする。
- (4) 優先出資消却に際し優先出資者の優先出資を買い入れる場合に支払う額は、次のとおりとする。
 - イ. 買入価額は一口あたり30,000円とする。
 - ロ. 買い入れに伴い発生する予定優先の出資配当率相当負担金は、「（一口あたりの優先出資額面金額）×（優先的配当率）×（当該年度の配当起算日から買入日までの日数/365）×（買入口数）」とする。
- (5) 当信用組合の残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。
 - イ. 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。
 - ロ. 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。
 - ハ. イおよびロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。

ニ. 残余財産の額がイおよびロにより算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

- | | |
|--------------------|--|
| 2. 募 集 口 数 | 100,000口 |
| 3. 額 面 金 額 | 1口につき 1,000円 |
| 4. 払 込 金 額 | 1口につき 30,000円 |
| 5. 払 込 期 日 | 平成29年3月31日（金曜日） |
| 6. 配 当 起 算 日 | 平成29年3月31日（金曜日） |
| 7. 増加する資本金および資本準備金 | 資 本 金 1口につき15,000円
資本準備金 1口につき15,000円 |
| 8. 募 集 の 方 法 | 私 募
以 上 |